

## 事務所通信

## 相続税増税！？《その3》

今回は「基礎控除の40%減額」をご紹介しましたので、今回は「最高税率が50%→55%に増加」についてのご案内です。

従来の相続税法では、相続した財産の額に応じて10%～50%の税率が課せられていました。

それが来年、平成27年からは最高税率が55%に増加する等、税率構造が変わりました。

※変更点の詳細は文末に国税庁のリーフレットを抜粋した表を載せてありますので、ご覧下さい。

この改正で影響を受けるのは、一般的に「富裕層」と呼ばれる方のみではありますが、改正前後で納税額が1000万円以上変わる方もいらっしゃいます。

増税に対応して、節税策を講じるには早めの対策が必要となります。

「相続なんてまだまだ先の事、もうちょっと後から考えても大丈夫」とお考えの方、ご自身の相続について、冷静かつ的確に判断ができる50代～60代の方こそ、この増税の機会に次の世代への財産承継をお考えになってはいかがでしょうか。

相続税・贈与税についてのご相談を随時承っております。どなた様もお気軽にどうぞ。  
(U)

## ○ 最高税率の引上げなど税率構造が変わります。

| 各法定相続人の取得金額          | 【改正前】 | 税率  | 【改正後】 | 税率  |
|----------------------|-------|-----|-------|-----|
| ～ 1,000万円以下          |       | 10% |       | 10% |
| 1,000万円超 ～ 3,000万円以下 |       | 15% |       | 15% |
| 3,000万円超 ～ 5,000万円以下 |       | 20% |       | 20% |
| 5,000万円超 ～ 1億円以下     |       | 30% |       | 30% |
| 1億円超 ～ 2億円以下         |       | 40% |       | 40% |
| 2億円超 ～ 3億円以下         |       |     |       | 45% |
| 3億円超 ～ 6億円以下         |       | 50% |       | 50% |
| 6億円超 ～               |       |     |       | 55% |

※ 「各法定相続人の取得金額」とは、課税遺産総額（課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した金額）を法定相続人の数に算入された相続人が法定相続分に応じて取得したものとした場合の各人の取得金額をいいます。



## 「お金」について《その2》

さて、頭の体操です。

- 1) ご自身の財布の中身について。いくら財布に入っているか、円単位、百円単位、万単位、どれくらいの精度で答えられるでしょうか？
  - 2) suica や PASMO 等のプリペイドカード。今現在のカード残高は？
  - 2') 上記のカードをオートチャージ設定されている方、今月は何回(何円)改札口でチャージされましたか？
  - 3) お持ちの普通預金や定期預金の口座はそれぞれ何本？各残高は？
  - 4) お持ちの有価証券の銘柄、現在の評価総額等。
- もう、5) 以降は止めておきましょうか。

これは私の経験則ですが、成功したビジネスマンほど少なくとも自分の財布の中身を正確に把握されているように感じます。また財布や紙幣に対するジククスをお持ちの方もまた富裕層に多いと感じます（これについては次回書きます）。

また、相続相談などを頂いた際に、土地建物の資料などは比較的出てくるのですが、現預金の残高や有価証券、生命保険金等まで来ると解らないのか面倒くさいのか「だいたい××円として計算してみてくださいよ」などと不正確なデータを元に計算させられることが屢々あり、その後実際に相続が発生してみると、現実とは全く違った、という経験も少なくありません。これが、まあ、普通といえば普通なのかもしれませんが、お金持ちには少ない状況ですね。

私個人の感覚では、殆ど財産をお持ちで無い方は別として、富裕層になるほど自分の財産を正確に把握している方の割合が増えるように感じます。正確に把握され運用されているからこそ富裕層で居続けられるのであり、相続対策など考えると、これは当然でしょう。で、そう言う方は自分の財布の中身をしっかりと把握している方の割合が多い、と、ここに戻ってくる訳なんです。(F)

### 《藤戸総合事務所 FaceBook》

ちょっと為になる税の話から、お金の話、事務所内外の様子、スタッフのひとりごとまで、様々な情報を発信しています。

事務所を身近に感じてもらい、実りあるコミュニケーションができれば良いと考えておりますので、是非チェックしてください。「いいね！」も宜しくお願いします。

#### ○ FACEBOOK 藤戸総合事務所ページを見る方法

<方法その1>

インターネット上で検索する。

※1検索窓に「藤戸総合事務所 FACEBOOK」といれ検索

※2検索結果の中から、「藤戸総合事務所 東京都港区ー法律 Facebook」の文字を探し、クリック

<方法その2>

携帯電話の QR コードリーダーを使い、

右の QR コードを読み取る。

